

(別添依頼内容)

令和3年1月25日
三重県企業庁財務管理課

三重県企業庁財務会計システム 構築及び運用保守業務に対する情報提供依頼 (RFI) 第3回

1. 背景

地方公営企業を適用している三重県企業庁（以下、「当庁」という。）は、地方公営企業法の会計基準による円滑かつ適切な会計事務の執行が必要不可欠であり、また決算事務などを通じて透明性の確保が求められています。

現在は、平成15年度に構築した財務会計システム（以下、「システム」という。）により業務を処理しており、過去2回に渡り情報提供依頼を実施し、システムの調査、検討を行ってきました。

2. 目的

第3回目となる情報提供依頼 (RFI) は、システムの構築及び運用保守に関する特記仕様書を具体的にお示しし、仕様に対する貴社パッケージ・サービスの対応状況や構築及び保守の費用等を把握し、システム運用の実現性・妥当性・経済性の検証を行うことを目的としています。

つきましてはご多忙中と存じますが、当庁の取組に対するご協力をお願い申し上げます。

3. 情報提供依頼内容

以下「情報提供依頼事項」のとおり、当庁が提示する要件を踏まえた機能仕様、システム運用等の案について、構築及び構築後の保守経費の概算見積などの情報提供をお願いします。基本的に別添資料「三重県企業庁財務会計システム構築及び運用保守業務特記仕様書」の要件を踏まえたものとしますが、仕様書に対する加筆修正や追加項目等がありましたら、提示をお願いします。

※ 発注条件は、発注時の状況等により変化するため、本条件をそのまま適用するとは限りません。

【情報提供依頼事項】

- (1-1) パッケージの名称
- (1-2) パッケージの導入状況概要
- (1-3) 納入・受注実績

自治体名、納入年度

【導入状況概要.docxを使用して提出、PDF化は可能】

- (2) 概算費用

- ・構築及び運用保守経費（パッケージライセンス、カスタマイズ、運用保守）
- ・構築に伴う機器購入及び運用期間中の保守費用【必要に応じて】
- ・業務期間中の機器リース費用【必要に応じて】

【RFI用見積書. xlsを使用して提出 ※PDF化は不可】

(3) 特記仕様の確認事項

- ・構築期間は適切に確保されているか、又は短縮可能か
- ・サーバのスペック、特に保存領域（ディスク容量）は十分か
- ・提案にあたって必要となる前提条件
- ・その他確認しておきたい事項

【必要に応じて任意様式】

特記仕様書ページ番号（行単位で付番している箇所は行番号）を示したうえで、記述してください。

(4) 会社概要（リーフレットなど）

(5) システム構成例（パッケージ構成及びハードウェア構成）

過去2回に実施したRFIによりご提供いただいている場合でもお手数ですがご提出ください。（新たに作成していただく必要はなく、既存の印刷物、前回提出した資料などで構いません。）

4. 提案手続について

(1) 対応窓口・書類提出先

担当者：三重県企業庁財務管理課 見並

提出住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話番号：059-224-2829

電子メール：kigyos@pref.mie.lg.jp

(2) 提出様式

① 様式

a：パッケージの導入状況概要：（指定様式）

- ・構築中のものを含め、他自治体への導入状況を記入してください。

b：見積書：（指定様式）

- ・概算見積書には、労務単価と各項目に応じた工数（人月等）を記載の上、作成してください。

- ・当庁から提示した見積書については、PDFファイル化せず、MS Office形式（エクセル形式：拡張子xls又はxlsx）のままご提出ください。

c：上記以外の資料：（任意様式）

- ・会社概要及びシステム構成例
- ・特記仕様の確認事項（必要に応じて）

・見積根拠、見積明細資料の他、その他参考となる資料があればA4サイズの手紙にて貴社の任意様式にて提出してください。

② 提出部数

郵送される場合は、紙媒体として1部、CDRなど電子媒体で1部を郵送してください。

電子メールによる場合は、提出時に電話にて送付の旨連絡し、送信してください。

※提出書類への社印代表者印の押印は不要です。

※新型コロナウイルス感染防止のため郵送又は電子メールによる提出にご理解いただきますようお願いいたします。

(3) 提出期限

令和3年3月5日（金曜日）16時まで

※期限延長を希望される場合は、あらかじめご連絡ください。

(4) 質疑応答

本件に係る質問、問合せについては、令和3年2月26日（金曜日）までに、電子メールにてお願いします。

5. 注意事項

(1) 本資料による情報提供依頼は、システム導入を検討し、予算額を算定するための手段であって、将来の発注や契約を約束するものではありません。

(2) 提供いただいた情報・資料については、当組織内で配布等いたしますが、承諾なく他団体への配布等はいたしません。ただし、三重県情報公開条例（平成29年3月28日条例第3号）で定義する公文書になるため開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。

(3) 資料の提供に当たって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。

(4) 提供いただいた情報・資料につきましては、返却いたしません。

(5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

(6) 情報提供書類作成にかかわる一切の費用については貴社でご負担ください。

(7) 本件に係る当庁からの全ての情報については、第三者に対して開示又は漏えいしないようお願いします。

以上